Q1 電気工事士免状に係る各種手続きの窓口はどこですか。

平成２８年4月1日から「大阪府電気工事工業組合免状交付・業登録センター」（大阪市北区本庄東2丁目３番３８号大阪府電気工事技術会館２Ｆ　☎06－6225－8192）が窓口となっています。詳細については、こちらまでお問い合わせください。
窓口受付時間（9：30～12：00、13：00～17：00）

Q2 第一種、第二種電気工事士制度ができる以前に取得した「電気工事士免状」を持っているが、切り替えなどの手続きが必要ですか。

昭和63年以前に交付された「電気工事士免状」は、「第二種電気工事士免状」とみなすと、電気工事士法（附則（昭和62年9月1日法律第84号）第3条）に規定があります。切り替えなどの手続きの必要はありません。

Q3 電気工事士免状（第一種又は第二種）を取得しており、この度、転居して住所を変更しました。何か手続きが必要ですか。

住所変更に伴う都道府県知事に対する手続きは必要ありません。ご自身で免状裏面の住所欄に新住所を記入してください。

Q4 電気工事士の試験のことに関してはどちらに問い合わせればよいですか。

電気工事士の試験に関する問い合わせについては下記の試験実施機関にお問い合わせください。

〔電気工事士の試験に関する連絡先〕
一般財団法人　電気技術者試験センター　☎03-3552-7691
〒104-8584
東京都中央区八丁堀2－9－1　ＲＢＭ東八重洲ビル８階

Q5 第一種電気工事士の定期講習の受講に関しては、どのように受講すればよいですか。

平成２５年度から電気工事士法施行規則の一部改正により受講方法が変わり、複数の団体・企業が行う講習をご自分で選択して受講する制度となりました。
なお、講習制度の詳細につきましては、経済産業省商務情報政策局産業保安グループ 電力安全課（☎03-3501-1742）までお問い合わせください。